

## 「覚醒剤原料のしおり（病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局用）」改正案の概要

### 1 趣旨

県では、覚醒剤取締法に基づく手続、覚醒剤原料を取り扱う場合の注意点、行政指導等について記載した「覚せい剤原料のしおり」を作成、公表しています。

今般、覚せい剤取締法や厚生労働省令の一部改正に伴い「覚醒剤原料のしおり（病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局用）」のうち行政指導指針にあたる内容を改正することについて、御意見を募集します。

### 2 改正内容

#### （1）帳簿に記載する内容

以下の内容を帳簿に記載する旨を指導事項として追加。

- ① 病院・薬局等の開設者が医薬品覚醒剤原料を譲り受けた年月日について、譲渡証の記載された年月日を記入し、実際の受入日が異なる場合は、備考欄に受け取った年月日を記載すること。また、備考欄に製造番号を記載すること。
- ② 滅失・紛失等の場合に、覚醒剤原料事故届出書の届出年月日を備考欄に記載すること。
- ③ 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合、譲受届の届出日を備考欄に記載すること。
- ④ 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄した場合、廃棄届の届出日を備考欄に記載すること。

#### （2）交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄する際の立会者

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄にあたっては、病院・診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者は、他の職員の立会いの下に廃棄させることを指導事項として追加。

#### （3）その他の改正

上記のほか、改正覚醒剤取締法や各種通知の改正に伴う規定の整備を行います。

### 3 施行期日

令和2年3月中を予定